

令和 5 年 9 月 2 7 日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 9 月 1 日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 59 号議案 財産の無償譲渡について

本案は、昭和 20 年勅令第 542 号ポツダム宣言受託に伴い発する命令に関する件に基づく町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭和 22 年政令第 15 号）の規定により古賀市に帰属した土地を、同政令の施行前から引き続き管理している鹿部行政区に無償譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 譲渡される土地の利用についての地元との協議は、行われていない。
2. 譲渡の手続きについて、地元と協力して確実に行っていきたい。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 60 号議案 財産の取得について

本案は、古賀市職員用情報端末の入れ替えに伴い、財産を取得するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 契約金額 6,980 万円の内訳については、280 台の端末を購入。

1台当たり約25万円。本体は、約14万円。ソフトウェア等は、7万5,000円。保守は、2万8,000円。その他は、セッティング費用となっている。

2. リースに係る費用が高く、費用縮減のため直接購入とした。
3. 今回入れ替えるのは情報端末で、普段職員が事務作業で使用するパソコンであり、全部で500数十台あるうちの半数を今年度、来年度以降に残りを入れ替える予定。
4. パソコンの入れ替えについては、7年を経過していることやサポート期限が2025年で終了することから、それに間に合わせるためにも今年度、来年度で入れ替える必要がある。
5. 入札について辞退が4者と棄権が3者であったが、1者は応札をしていることから入札には問題はないと判断する。
6. 端末の購入については、5年、7年程度のスパンで計画しており、それに基づき計画的に購入をしている。なお、今回の購入分の財源は一般財源である。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。